

## 浜松市トライアル発注認定事業の募集について

令和5年7月11日（火）から、浜松市トライアル発注認定事業（※）の認定商品・サービスの募集を開始しました。

※浜松市トライアル発注認定事業…市内の中小企業者等が開発した新商品、新サービスについて、新規性、市場性などについて本市が認定を行うものです。認定した企業の商品等は、市公式ウェブサイトで公表するとともに、市が優先的に購入することが可能です（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく随意契約を可能とする制度）。

### 記

#### 1 募集期間及び審査会

令和5年7月11日（火）から令和5年8月10日（木）まで

※令和5年7月31日（月）までに浜松市産業振興課へ事前相談をお願いします。

- (1) 事前相談 7/11（火）～7/31（月）
- (2) 申請 7/11（火）～8/10（木）
- (3) 審査会 8/29（火）午後（予定）

#### 2 対象となる商品等

- (1) 自ら開発し、浜松市内で自らの商品として製造又は販売する商品であること  
または、自ら開発し、浜松市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること
- (2) 申請時において、販売開始から概ね5年以内であること
- (3) 市場性が見込まれる商品又は役務であること
- (4) 新規性が認められること
- (5) 資金計画が適切であること 等

#### 3 対象となる事業者

- (1) 浜松市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 浜松市税の滞納がないこと 等

#### 4 認定事業者・商品等の公表

令和5年9月（予定）

※令和4年度の認定件数：23件

認定期間は、認定を通知した日から2年を経過する日の属する年度末までです。  
令和5年度の認定の場合、令和8年3月31日までとなります。

## 5 問合せ先

浜松市産業部産業振興課

電話：053-457-2319

E-mail：sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

### 浜松市トライアル発注認定事業の概要

